

三木市記者発表資料 (令和3年4月6日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小山智史 (内線 2230)	中小企業振興係	0794-82-2000 (内線 2231)

タイトル
<b>中小企業の経営革新に必要な設備投資を支援 ～最大 300 万円を補助～</b>
内 容
<p>市内で事業を営む中小企業者が、経営革新を目的として設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。</p> <p><b>1 対象者</b> 次の全てに該当する方を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営むもの。ただし、風営法の営業許可の対象でないこと</li><li>②市税を滞納していないこと</li></ul> <p><b>2 対象となる設備等</b></p> <p>機械・装置、工具・器具等で次の全てに該当するものを対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設又は更新されるものであること。ただし、中古品又はリース契約に基づくものでないこと</li><li>②補助対象経費が 50 万円以上のものであること</li><li>③本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること（ソフトウェアは除く）</li><li>④中小企業サポートセンターで内容を確認されているものであること</li><li>⑤再度、補助金を受けようとする事業者は、これまで整備した設備投資の内容が異なっているものであること</li><li>⑥補助金の交付決定後に整備されるものであり、年度内に事業が完了すること</li></ul> <p><b>3 補助金の額</b></p> <p>補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額（限度額：250 万円）</p> <p>ただし、要綱において指定する認定等を取得、または認定申請しており、申請時にその写しを提出している場合は、補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、300 万円を限度とします。</p> <p>ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。</p> <p><b>4 受付期間</b> 5 月 6 日(木)～6 月 18 日(金)</p>

**5 審査**

提出書類に基づいて審査を行い、評価点数が高いものから予算の範囲内で採択します。一定の評価点数が得られない場合に採択されないことがあります。

**セールスポイント**

中小企業者の革新的な取り組みを幅広く支援します。ポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応する為の設備投資などにもお使いいただけます。